

記

覽書

- 一、菅野久治 増田直一ハ解雇ス
- 但レ七月一日ヨリ従来、労働条件ヲ変更セシテ新規採用ヲナスコト
- 一、會社ハ現業員會タル、故ヲ以テ差別待遇ヲセサルコト
- 一、懲罰委員會ニ後業員代表ヲ参加セシメルコトハ考慮スルコト
- 一、會社ハ全一卦ヲ支給スルコト

昭和九年六月十四日

東京乗合自動車株式會社

取締役 幸尾 芳男

全國労働組合同盟

東京聯合代表

芳野 真好

東京乘合現業員會

代表 高橋 涉

右及申(通)報張也

業度課長ト折衝スルコトヲ要求シタルカ會社側ニ於テハ
 解雇ヲ認ケル事カ出来ヌト云フ以上會見ヲ打切ルコト外
 ニ方法ナレト拒否シ飽迄譲ニス業度課長ト會見ヲ強調シ
 タルニ依リ

山同ニ時ニ十五分業度課長ヨリ會社ノ方テハ牧葉米節ノ問
 題ヲ離レテ簡明直裁ニ話ヲ進メル積リテアル昨日ノ話ト
 違フト云フカ會社ハ少シモ変ツテハ居ナイト前提シ昨日
 ト同様ノ意志ヲ表明シ解雇ヲ取消セト云フ事ハ會社トシ
 テハ出来ナイ相談テアル會社ハ相償款カク出ラ居ルノテ
 アルカラ諸君ノ方ニ於テ會社ノ面目ヲ潰ス様ナ事ヲ主張
 セスニ話ヲ進メナイト強硬ナル態度ニ出タルニ(七月二
 十一日再採用ト辞句挿入)
 3. 約三十分位ニテ後述ヨリ相談ノ結果會社ノ意ノアル処ヲ
 諒トシ待命再採用等ノ事ニ拘泥セズ會社ノ御説ヲ認ケル